

新宿区景観まちづくり条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第9条 (略) (事前協議)</p> <p>第10条 景観まちづくり計画の区域内における<u>次の各号に掲げる行為に係る当該各号に定める届出その他手続</u>(以下「行為の届出等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、区長に協議の届出をしなければならない。</p> <p><u>(1) 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為 同項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知</u></p> <p><u>(2) 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件(これらのうち規則で定めるものに限る。次号において「屋外広告物等」という。)の表示又は設置 東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第8条、第15条、第16条又は第30条第1項の規定による許可の申請</u></p> <p><u>(3) 屋外広告物等の表示内容の変更又は改造若しくは移転 東京都屋外広告物条例第27条第1項の規定による許可の申請</u></p> <p>2 前項の協議の届出(以下「協議の届出」という。)をした後において、区長から<u>規則で定める書類</u>の提出を求められたときは、当該協議の届出をした者は、その求めに応ずるものとする。</p> <p>第11条～第32条 (略)</p>	<p>第1条～第9条 (略) (事前協議)</p> <p>第10条 景観まちづくり計画の区域内における<u>法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為に係る同項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知</u>(以下「行為の届出等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、区長に協議の届出をしなければならない。</p> <p><u>(1) 追加</u></p> <p><u>(2) 追加</u></p> <p><u>(3) 追加</u></p> <p>2 前項の協議の届出(以下「協議の届出」という。)をした後において、区長から<u>第12条第1項に規定する書類のうち当該協議に必要な書類</u>の提出を求められたときは、当該協議の届出をした者は、その求めに応ずるものとする。</p> <p>第11条～第32条 (略)</p>

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。